

工事費内訳書作成要領

(広島市立新安佐市民病院（仮称）西側敷地駐車場整備その他工事用)

令和3年8月

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局安佐市民病院整備室

本工事に参加する場合、あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書の提出時に提出する必要があります。

このことは、入札公告及び入札説明書にも記載しています。

1 工事費内訳書の作成要領

(1) 記載事項

ア 年月日（※開札日を記載してください。）

イ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

※「代表者」には継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。

ウ 工事費内訳書の内容について、回答ができる者の所属・氏名及び連絡先電話番号

エ 工事名及び工事場所

オ 工事費の内訳

i) 共通するもの

- | | |
|-------------|----------|
| ① 工事費内訳書の表紙 | ・・・様式0 |
| ② 工事費内訳（集計） | ・・・様式0-1 |
| ③ 工事種別内訳 | ・・・様式0-2 |

ii) 土木工事積算基準によるもの（土木工事）

一番上位の項目から第3段階のレベルまでが必要です。工事に係る設計書（金抜き）の各項目に対応した項目名、単位、数量及び金額を記載してください。

具体的には次のとおりです。

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 工事区分（第1段階のレベル） | ・・・様式1-1 |
| ② 工種（第2段階のレベル） | ・・・様式1-1 |
| ③ 種別（第3段階のレベル・・・明細書） | ・・・様式1-2 |

iii) 公共建築工事積算基準によるもの（電気設備工事）

一番上位の項目から第4段階のレベルまでが必要です。工事に係る設計書（金抜き）の各項目に対応した項目名、単位、数量及び金額を記載してください。

具体的には次のとおりです。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 種目別内訳（第1段階のレベル） | ・・・様式2-1 |
| ② 科目別内訳（第2段階のレベル） | ・・・様式2-2 |
| ③ 中科目別内訳（第3段階のレベル） | ・・・様式2-3 |
| ④ 細目別内訳（第4段階のレベル） | ・・・様式2-4 |

↑↑↑ 入札時には、ここまで提出が必要 ↑↑↑

- | | |
|------------------|----------|
| ⑤ 別紙明細（第5段階のレベル） | ・・・様式2-5 |
|------------------|----------|

(2) 様式

用紙サイズはA4（縦・横自由）とし、工事に係る設計書（金抜き）の項目に対応させて作成してください。

なお、土木工事にあつては様式1-1、1-2、電気設備工事にあつては様式2-1～2-6を参考にして作成してください。公開数量書を利用し作成しても構いません。

2 工事費内訳書の提出

入札書の提出時にあわせて提出する。

3 注意事項等

ア 作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に安佐市民病院整備室に確認をしてください。

イ 工事費の内訳は、工事に係る設計書（金抜き）の全ての項目に対応させて必ず作成してください。前記1(1)オiii) ⑤別紙明細（第5段階のレベル）は入札時には不要ですが、必ず作成しておく必要があります。

ウ **別紙明細の内訳の一式計上は、原則として不可とします。**

エ 工事費内訳書に前記1(1)オiii) ①～⑤（集計及び第1から第4段階のレベルまで）が添付されていない場合、又は所定の記載がない場合、入札は**無効**となります。

オ 「出精値引△〇,〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないでください。

カ 談合情報が寄せられた場合は、直ちに別紙明細の提出を求めますので、速やかに提出してください。提出された工事費内訳書及び別紙明細は公正取引委員会及び警察に提出することがあります。

キ 提出された工事費内訳書は、返却しません。

ク 工事費内訳書が次表の無効事由に該当するときは、その入札を無効とします。

無効事由		備考
1	記名がないもの	共同企業体であるのに共同企業体の記名がなく、代表者単体の記名となっている場合を含む。
2	押印がないもの	入札にあたり、入札に関する一切の権限を委任する旨の委任状が提出されている場合は、代理人又は復代理人による押印でもよい。
3	工事名がないもの	
4	工事名が誤っているもの	工事名の一部に誤りがあるが、当該工事の工事費内訳書であることが特定できる場合を除く。
5	別工事の工事費内訳書であるもの	
6	他の入札参加者から入手した工事費内訳書を使用しているもの	
7	工事費内訳書を提出しないもの	
8	工事費内訳書が所定のレベルまで記	

	載されていないもの	
9	工事費内訳書の工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの	<p>工事費内訳書の工事費合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。</p> <p>金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は無効となる。</p>
10	「値引き」等の記載があるもの また、記載はないが金額欄で端数処理しているもの	<p>「出精値引△〇,〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような算出根拠が不明確となる記載がある場合は、無効とする。また、記載はないが金額欄で端数処理しているものは無効とする。</p>

4 その他（契約締結後における「請負代金内訳書」の提出）

受注者は、契約締結後7日以内に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書（工事費の内訳（前記1(1)オ））を作成し、1部提出してください。また、電子データ（エクセル形式に限る。）も合わせて、提出してください。